

議案第12号

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山公一

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。